

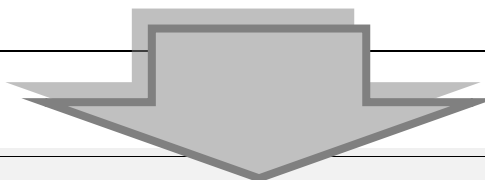
**「就学前教育・保育」及び
「地域子ども・子育て支援事業」の
量の見込みについて**

量の見込みの基本的な考え方

子ども・子育て支援法 第 61 条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項（量の見込み関係）

- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期



内閣府より平成 26 年 1 月 20 日「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き）が示された。

※国の手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すもの

今後のスケジュール(予定)

平成 26 年 3 月末～	市町村の「量の見込み」を県に報告 ※報告は暫定数値
4 月中旬	県⇒国へ報告、
	国より公定価格骨格の提示、市町村における「確保方策」の検討
9 月末	「確保方策」の中間的とりまとめ

全国共通で「量の見込み」を算出する項目

(1) 教育・保育関係(4区分)

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号 (3-5歳)	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定①	2号 (3-5歳)	共働きだが幼稚園利用 のみの家庭	幼稚園
保育認定②		共働き家庭等	認定こども園・保育所
保育認定③	3号 (0-2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育所 地域型保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業関係(8事業)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆時間外保育事業 ◆子育て短期支援事業 ◆一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり・その他) ◆子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ◆病児保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童健全育成事業 ◆地域子育て支援拠点事業 ◆利用者支援事業 |
|---|--|

※ニーズ調査結果を活用して算出する事業は8事業。乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・妊婦健康診査事業は、ニーズ調査結果によらずに推計。

アンケート結果からの具体的算出方法

家庭類型の分類

《家庭類型の種類》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

《クロス集計によるタイプBからFの設定》

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120 時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプ B	タイプ C	タイプ C'	タイプ D	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120 時間以上	タイプ C	タイプ E	タイプ E'	タイプ D	
	120時間未満 下限時間以上	タイプ C'	タイプ E'	タイプ E'	タイプ D	
	下限時間未満			タイプ E'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプ D	タイプ D	タイプ D	タイプ F	

量の見込みの考え方《子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)より》

就学前教育・保育

量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定める。

- 区分・・・(1) 1号 (3-5歳 教育標準時間認定)
- (2) 2号 (3-5歳 保育認定)
- (3) 3号 (0歳、1-2歳 保育認定)

地域子ども・子育て支援事業

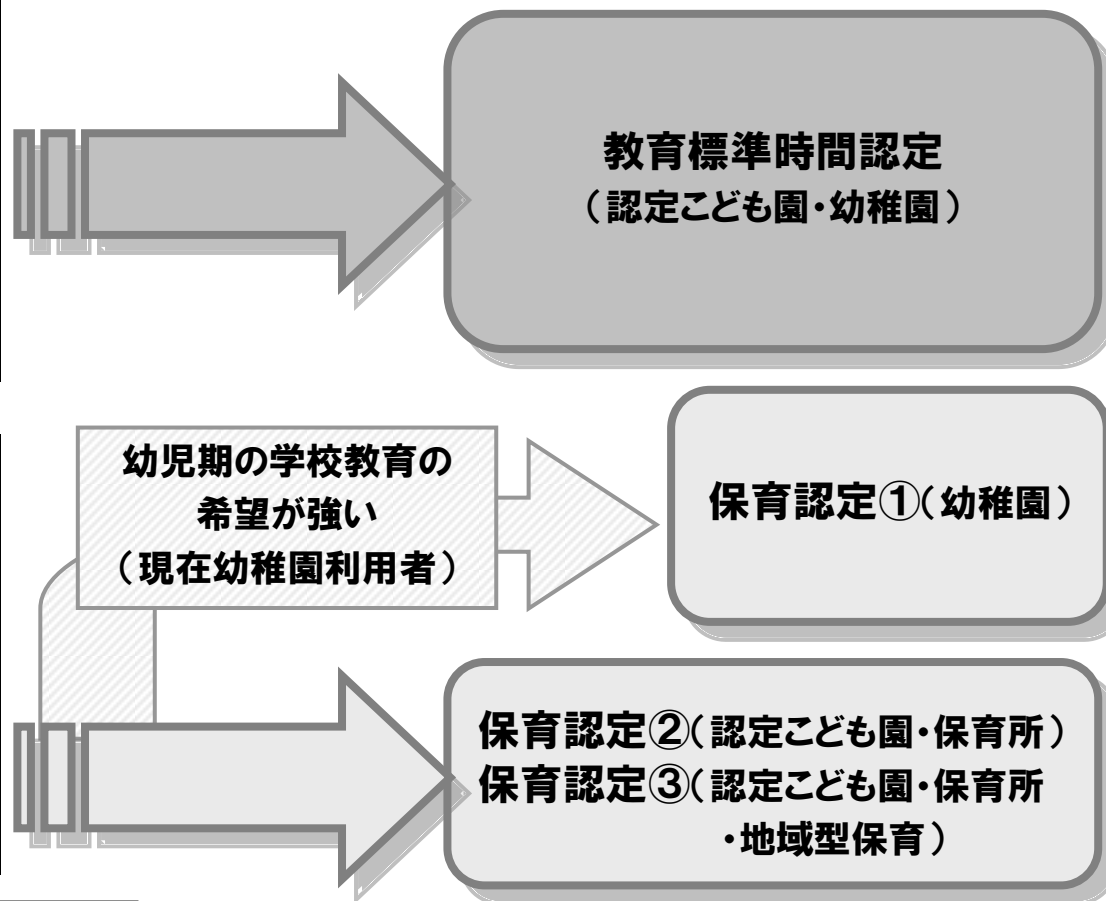
量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

《家庭類型と認定区分の関係》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC'	フルタイム×パート（短）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE'	パート×パート（いずれか短）
タイプF	無業×無業

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート（長）
タイプE	パート×パート（双方が長）



※下限時間＝各自治体における保育の必要性の認定の
下限時間（月48～64時間を基本に市町村が定める時間）

※パートタイム(長)・・・就労時間が「月120時間以上」の人と「下限時間～120時間」の人の一部
 ※パートタイム(短)・・・就労時間が「月下限時間未満」の人と「下限時間～120時間」の人の一部

《各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型》

事業種別		算出の対象となる家庭類型	
時間外保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業		全家庭	
地域子育て支援拠点事業		全家庭	
一時預かり事業	幼稚園在園児対象	1号認定利用 (教育標準時間認定)	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭 (タイプC'・D・E'・F)
		2号認定利用 (保育認定)	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 (タイプA・B・C・E)
	在園児対象型を除く		全家庭
病児保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
子育て援助活動支援事業	就学前	全家庭	
	就学後	全家庭	

量の見込みの標準的な算出方法

作業① 推計児童数と潜在家庭類型をクロスし家庭類型別児童数を算出



※アンケート結果から算出

作業② 家庭類型別児童数と利用意向率等をクロスし量の見込みを算出



※アンケート結果から算出

掛川市のニーズの現状

掛川市 国配布ワークシートからのニーズの現状把握

1 人口の推移

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,004	988	976	955	938
1歳	1,045	1,028	1,010	998	977
2歳	1,128	1,047	1,030	1,012	1,000
3歳	1,052	1,119	1,038	1,021	1,004
4歳	1,137	1,050	1,117	1,036	1,019
5歳	1,059	1,126	1,039	1,105	1,025
6歳	1,121	1,056	1,122	1,036	1,101
7歳	1,124	1,114	1,049	1,115	1,029
8歳	1,091	1,113	1,103	1,039	1,104
9歳	1,059	1,084	1,106	1,096	1,032
10歳	1,045	1,046	1,071	1,092	1,083
11歳	1,154	1,031	1,033	1,057	1,078

0歳～5歳	6,425	6,358	6,210	6,127	5,963
6歳～11歳	6,594	6,444	6,484	6,435	6,427
0歳～11歳	13,019	12,802	12,694	12,562	12,390

掛川市の子ども数は、出生児数が微減し、平成28年度には1,000人を割り込むものと推計されます。

保育所、幼稚園の対象年齢である0歳～5歳、放課後児童クラブの対象年齢である6歳～11歳ともに、平成27年度以降緩やかに減少していくものと推計されます。

これにより、子ども数全体も減少していくものと見込まれます。

各種施策の展開によって子ども数の減少を抑制できる可能性もありますが、現時点では、掛川市においてまずは平成27年度のニーズを満たすことで、平成28年度以降のニーズをカバーできる可能性があります。

人口推計…平成25年4月1日の性別・各歳別人口を基礎データとし、コーホート変化率法で算出しています。

コーホートとはある塊りのことで、今回の塊りは1歳男、1歳女などの各歳性別人口が塊りです。この塊りが次年度に何人になるかを、過去5年間変化率の平均を乗じて算出しています。

0歳児については、15～49歳の女性に対する子どもの比率(婦人子ども比)と男女児別出生割合、こちらも過去5年間の平均割合を用いて算出しています。

2 ニーズ量推計結果(120時間)

● 平成27年度の教育・保育ニーズ

- 0歳家庭<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)
- 1~2歳家庭<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)
- 3歳~就学前家庭<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)
- 3歳~就学前家庭<2号認定>(幼稚園・共働き)
- 3歳~就学前家庭<2号認定>(認定こども園及び保育所)

対象者	ニーズ量	
1,004	446	人
2,173	955	人
3,248	1,732	人
3,248	399	人
3,248	1,017	人

旧区分
保育園
保育園
幼稚園
幼稚園
保育園

● 平成27年度の地域子ども・子育て支援事業ニーズ

1 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業

3,177	10,998	人回
-------	--------	----

2 一時預かり事業(幼稚園在園児対象)

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

2号認定による定期的な利用

—	6,044	人日
—	102,618	人日

3 一時預かり事業(幼稚園在園児対象を除く)

上記2以外(全家庭)

時間外保育事業

子育て短期支援事業(ショートステイ)

—	35,106	人日
6,425	681	人
6,425	0	人日

4 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)5歳以下

6,425	3,433	人日
-------	-------	----

5 子育て援助活動支援事業(就学後)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)低学年

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)高学年

—	0	人日
—	47	人日

6 利用者支援

利用者支援

—	—	か所
---	---	----

7 妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査

—	—	人及び回数
---	---	-------

8 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

—	—	人
---	---	---

9 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業(低学年)

放課後児童健全育成事業(高学年)

—	1,036	人日
—	550	人日

子ども数の減少傾向が見込まれる掛川市においては、平成27年度のニーズをMAX(最大値)と考えて、計画を策定することが妥当です。アンケートから算出されるニーズ量は以上のとおりですが、実際のニーズよりは過大に算出されている可能性が高いことから、現状の提供量を勘案しながら、量の見込みの再精査と確保方策の検討を行うことが必要です。

また、上記7及び8については、アンケートからはニーズ量が算出できないため、過去の実績や出生児数等から見込みを立て、確保方策の検討を行うことが必要です。

2 ニーズ量推計結果(64時間)

●平成27年度の教育・保育ニーズ

- 0歳家庭<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)
- 1～2歳家庭<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)
- 3歳～就学前家庭<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)
- 3歳～就学前家庭<2号認定>(幼稚園・共働き)
- 3歳～就学前家庭<2号認定>(認定こども園及び保育所)

対象者	ニーズ量	
1,004	461	人
2,173	1,014	人
3,248	1,657	人
3,248	475	人
3,248	1,030	人

旧区分
保育園
保育園
幼稚園
幼稚園
保育園

●平成27年度の地域子ども・子育て支援事業ニーズ

1 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業

3,177	10,993	人回
-------	--------	----

2 一時預かり事業(幼稚園在園児対象)

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)
2号認定による定期的な利用

—	5,568	人日
—	120,821	人日

3 一時預かり事業(幼稚園在園児対象を除く)

上記2以外(全家庭)
時間外保育事業
子育て短期支援事業(ショートステイ)

—	35,671	人日
6,425	694	人
6,425	0	人日

4 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)5歳以下

6,425	3,638	人日
-------	-------	----

5 子育て援助活動支援事業(就学後)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)低学年
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)高学年

—	0	人日
—	47	人日

6 利用者支援

利用者支援

—	—	か所
---	---	----

7 妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査

—	—	人及び回数
---	---	-------

8 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

—	—	人
---	---	---

9 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業(低学年)
放課後児童健全育成事業(高学年)

—	1,051	人日
—	559	人日

月平均労働時間の下限時間を120時間から64時間に下げたパターンのものであります。
このパターンでは、保育が必要な子どもが増えることになるため、幼稚園ニーズが下がり、保育園ニーズが上昇する傾向を示します。
子どもを保育園に預けることができる保護者の労働時間の下限をどこに設定するかについては、掛川市の保育に関する考え方のほか、待機児童がいる中での供給できる体制の見込みや女性労働力の確保をどう考えるかなど、今後の議論が必要です。

掛川市 国配布ワークシートによらないニーズの現状把握

利用者支援事業

＜事業の概要＞ 子ども子育て支援法第59条1、H26.1.24開催 内閣府「子ども・子育て支援新制度説明会」資料より

[事業目的]

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
※子ども子育て支援法により新設

[事業内容]

○総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

※下記のいずれかの類型を選択して実施

①基本型:「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態

主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用
(例:地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)

②特定型:主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については行政がその機能を果たす

主として行政機関の窓口等を活用
(例:横浜市「保育コンシェルジュ事業」)

＜事業量見込みに関する国の考え方(手引きP61)＞

- 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報収集・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込を勘案して、当事業の量の見込を算出すること。
- この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、**箇所数**で設定する。
- この際に、自治体独自で、例えば、[国モデル票の間19⑥の]「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、**事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられる。**

【県報告における整理方法(提案)】

- **暫定値として、市全域で3箇所**としてはどうか(上記②行政主体の「特定型」で想定)
- ふくしあにこの機能を持たせてはどうか ※既に「地域機能強化型」としている拠点は必ず含む

(単位:箇所)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込(案)	3	3	3	3	3

[参考]家庭教育学級の利用希望率を引用(就学前児童調査 問19) ※年齢別は加味していない

	利用意向 (※)	利用希望者数(利用意向×推計人口)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	51.2%	514	506	500	489	480
1歳	51.2%	535	526	517	511	500
2歳	51.2%	578	536	527	518	512
3歳	51.2%	539	573	531	523	514
4歳	51.2%	582	538	572	530	522
5歳	51.2%	542	577	532	566	525
計	51.2%	3,290	3,255	3,180	3,137	3,053

(※)「保育所・幼稚園等利用の際の専門相談員による相談対応や援助」を今後利用したいと回答した人の割合

妊婦に対する健康診査

<事業の概要> 子ども子育て支援法第59条13、H26.1.24開催 内閣府「子ども・子育て支援新制度説明会」資料より

[事業目的]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

※妊婦検診は安全・安心な出産のために重要であることから子ども・子育て支援法において母子保健法に基づく妊婦健診を「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ

※母子保健法改正により、妊婦健診の望ましい基準が策定される(健診回数、実施時期、検査項目等)

<事業量見込みに関する国の考え方(手引きP66)>

○量の見込として「人数」「健診回数」の設定が必要

○健診回数は一人あたり健診回数×人数で算出

【県報告における整理方法(提案)】

■暫定値として、0歳児推計人口(≒当該年度の妊婦数)としてはどうか

■直近の受診人数や受診率等がわかれば、それをを用いることも可能

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込(案)	1,004	988	976	955	938

[参考]掛川市妊婦健康診査 実績

	23年度	24年度
受診実人数	1,231	1,191
受診延べ人数	17,752	18,155

乳児家庭全戸訪問事業

<事業の概要> 子ども子育て支援法第59条7、H26.1.24開催 内閣府「子ども・子育て支援新制度説明会」資料より

[事業目的]

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

<事業量見込みに関する国の考え方(手引きP67)>

○量の見込は「人数」のみ

【県報告における整理方法(提案)】

- 暫定値として、**0歳児推計人口**(≡当該年度の生後4カ月までの乳児数)としてはどうか
- 直近の訪問人数や訪問率等がわかれば、それを用いることも可能

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込(案)	1,004	988	976	955	938

[参考]●●市赤ちゃんすくすく元気訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業) 実績

	23年度	24年度	25年度 (見込)
対象家庭数(件)	1,091	1,086	1,034
※H23. 4から開始			

養育支援訪問事業

＜事業の概要＞ 子ども子育て支援法第59条8、H26.1.24開催 内閣府「子ども・子育て支援新制度説明会」資料より

[事業目的]

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

＜事業量見込みに関する国の考え方(手引きP67)＞

○量の見込は「人数」のみ

【県報告における整理方法(提案)】

■ 暫定値として、**0歳児推計人口(=乳幼児家庭全戸訪問事業見込数) × 直近実績での対象割合(8%)**

としてはどうか

■ 開始間もない事業であり、潜在ニーズが大ききようならばそれを勘案することも可能

(例:対象割合4%→年1%ずつ増加させる など)

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込(案)	77	75	75	73	72

[参考]●●市赤ちゃんすくすく元気訪問事業(養育支援訪問事業) 実績

	23年度	24年度	25年度 (見込)	3か年平均
対象家庭数(件)	—	—	79	79
乳児家庭全戸訪問事業対象世帯数に占める割合			8%	8%

※H23. 8から開始